

富谷市重度障がい者等福祉タクシー利用券

どんな制度ですか？

- 4月から翌年3月までの1年間に、最大18,000円分のタクシー利用券を交付します
※申請月により交付枚数が異なります
- タクシー利用券は1枚500円となっており、1月当たり3枚(1,500円)を交付します

対象者はどなたですか？

- 富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記のいずれかに該当する方
 - ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害区分が上肢・下肢・体幹・移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
 - ②身体障害者手帳の障害区分が視覚・腎臓・呼吸器・心臓障害単独で1種1級に該当する方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
 - ④療育手帳Aに該当する方
 - ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者
 - ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
 - ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方
 - ⑧介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護3・要介護4・要介護5に該当する方
- ※次の項目にあてはまる方は、上記の要件を満たしていても、対象にはなりません
 - ・「とみばす」「自動車燃料費助成券」の交付を受けている方
 - ・施設に入所されている方

どのように使いますか？

- タクシー利用券に使用者の氏名と使用日を記入の上、会計時に乗務員へお渡しください



«記入例»
この部分に氏名と使用日
をご記入ください

- 一度に利用できる枚数に制限はありません

- 支払いに500円未満の端数が生じた場合は現金でお支払ください(端数分には使用できません)

- 身体障害者手帳又は療育手帳は精算前に提示すると、運賃が1割引きになります

- 介護タクシーの運賃分にも利用できます

どのタクシーで使えますか？

タクシーチケットサービス株式会社に加盟しているタクシー会社で利用できます
加盟会社はタクシーの窓に右図のようなステッカーを貼っています
(介護タクシーの場合は貼られていないことがあります)

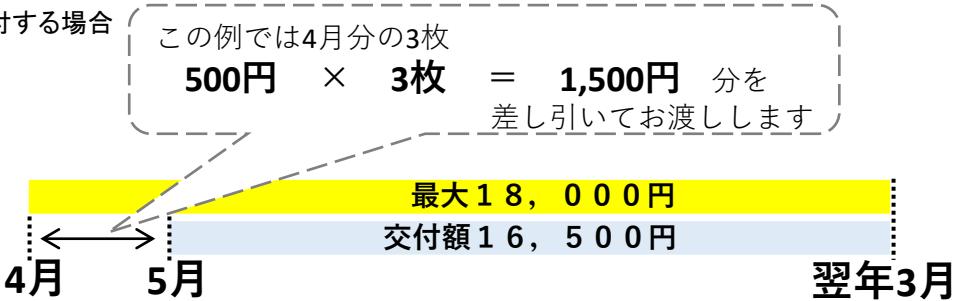


ご注意ください！

1. 申請月と交付枚数について

助成額は年間最大18,000円分ですが、タクシーチケットは申請月分からの交付となります。交付する利用券は1月につき3枚となりますので、例えば5月に申請した場合、4月分の3枚を差し引いてお渡しすることになります。※有効期限は、申請した月の属する年度末(3月31日)までです。

(例)5月に交付する場合



2. 新規申請・更新について

新規申請の方は下記の物をお持ちの上、ご申請ください。

※新規申請後、翌年度以降は自動更新となります。対象の方には毎年3月下旬頃書留郵便にてタクシー利用券を送付します。

《お持ちいただく物》

以下のいずれかの“原本”

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ・介護保険被保険者証(要介護3~5の方)
- ・特定疾病療養受療証(人工透析の方)
- ・自立支援医療(更生医療)受給者証
- ・身分証明書(在宅酸素療法者・医療的ケア児の同居家族の方)

※代理人の申請も可能です。委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)をお持ちください。

《受付時間・場所》

時 間: 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始除く)

場 所: 富谷市役所1階 保健福祉部地域福祉課

3. 再交付について

タクシー利用券を失くした場合、再交付はできません。ただし、汚れたり、破れたりしてしまった場合は手元にあるタクシー利用券と新しいタクシー利用券を交換することができます。上記の《お持ちいただく物》に加え、破損・汚損等をしたタクシー利用券の“原本”をお持ちください。

4. 返還について

次のような場合は、タクシー利用券を返還いただきますようお願いします。

- ・対象者が亡くなった場合(ご遺族の方は返還手続きをお願いいたします)
- ・施設に入所した場合(短期入院、短期入所や通所の場合は問題ありません)
- ・富谷市から転出する場合
- ・有効期限が過ぎてしまった場合
- ・自動車燃料費助成券との年度途中での切り替えはできません

5. その他

他人への譲渡や貸与、売買など不適切な使用は固く禁止されております。

万が一、不正な申請や使用が発覚した場合は、タクシー利用券を返還していただくとともに、以後の交付が停止されますのでご留意願います。